

処 分 基 準

令和5年7月26日作成

法 令 等 名	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項	第35条の4第4項第2号
処 分 の 概 要	接客業務受託営業の営業停止命令
原権者（委任先）	大阪府公安委員会
法令等の定め	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 第35条の4第3項（処分移送通知書の送付） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令 第28条（政令で定める重大な不正行為）
処 分 基 準	別紙のとおり。
問 い 合 わ せ 先	生活安全部保安課行政第三係 (電話06-6943-1234 内線31741)
備 考	